

# 令和5年度 電気製品年間単価契約物品 見積要領

## 見積書作成方法

- (1) 松阪市を3つの地域（A：本庁管内、B：嬉野地域振興局管内・三雲地域振興局管内、C：飯南地域振興局管内・飯高地域振興局管内）に区分し、見積書に記載された各物品の最低価格見積者を契約業者とし、契約単価を決定します。
- (2) 見積は、3つの地域の全部又は一部、どちらでも見積参加していただけます。
- (3) 見積単価は、消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。
- (4) 配達料は、見積単価へ含んでください。同物品でも配達距離等を考慮して、地域により見積単価が異なることは可とします。
- (5) 基準品（仕様書「基準品」に記載の物品）で見積る場合、該当の基準品と同じ行の見積単価欄に金額を記入して下さい。
- (6) 基準品と同等又は同等以上の商品でも取り扱い可能とします。同等品で見積る場合、事前に「メーカーからの製品の仕様に関する証明書」等を添付の上、「同等品承諾願書」により承諾を得たうえで、基準品欄に「メーカー名」及び「品番等」を記入して下さい。
- (7) 見積単価欄が空欄の場合は、その物品について見積を辞退したものとします。
- (8) 見積書は封筒へ入れ、糊付して提出してください。

## 同等品承諾について

※基準品が設定されている物品のうち「メーカー・品番指定物品」の記載がある物以外の物品について、基準品以外の同等品で見積る場合は、期限までに契約監理課で「同等品承諾願書」により承諾を得てください。事前承諾が認められない場合、当該物品での見積はできません。  
※承諾された同等品については案件一覧に順次公開し、今回承諾した同等品については、申請者以外でも当該物品での見積参加を可とします。

## 見積書提出について

※見積書は件名ごとに作成し、それぞれ封筒に入れて、松阪市契約監理課調達係(市役所4階)見積箱へ投函してください。  
※見積書提出時に、発注公告（ホームページの案件一覧）を印刷し、商号を明記して二部持参してください。一部は確認印押印後お返しします。  
※見積書提出方法については、「定時見積参加心得」の通りです。事前に必ず確認すること。

# 令和5年度 電気製品年間単価契約物品 仕様書

【2305】

## 発注について

- (1)契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
納品は、発注日より原則として5日以内にお願いします。急ぎでお願いする場合もあります。
- (2)納品場所 発注があった課（学校、出先機関等含む）  
発注連絡は、各課（各学校、各出先機関等含む）から直接行います。

## 調達物品一覧

- (1) 仕様書中の納品数は記載期間の実績であり、令和4年度の発注数は未定です。なお、実績数量と発注数量に著しい差が生じても異議は受けません。  
(2) 納品数が空欄の物品は、当該地域において、年間単価契約を行いません。

物品番号	品名	仕様及び環境仕様	色、サイズ等	基準品		単位	納品数							
				メーカー	品番		本庁管内			嬉野管内・三雲管内			飯南管内・飯高管内	
電 1	アルカリ乾電池（単3形）	・使用推奨期限10年 ・4本入 ・グリーン購入法適合商品		パナソニック	LR6XJ/4SE	パック	936	823						
				スマートバリュー	N223J-4P									
電 2	アルカリ乾電池（単4形）	・使用推奨期限10年 ・4本入 ・グリーン購入法適合商品		パナソニック	LR03XJ/4SE	パック	599							
				スマートバリュー	N224J-4P									